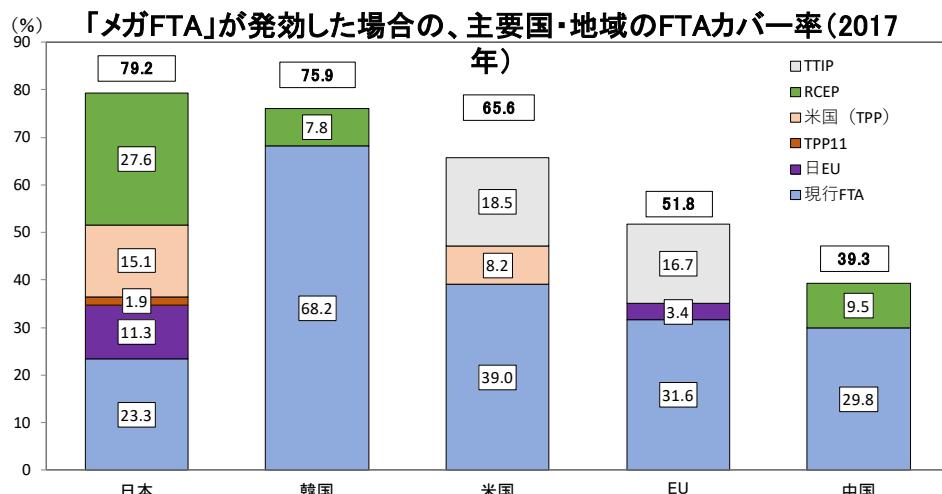
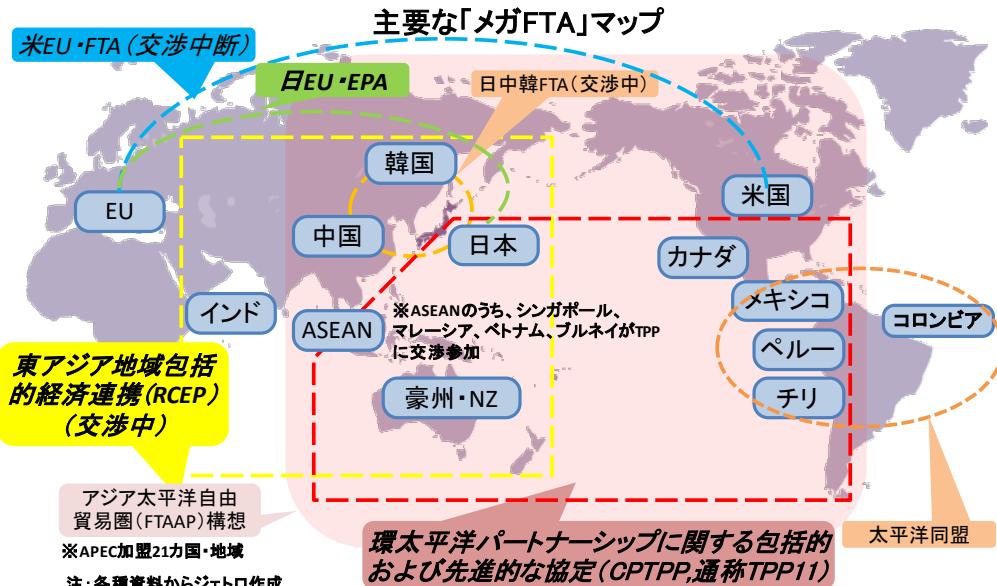


# TPP11の概要について

2019年3月13日

日本貿易振興機構(ジェトロ)  
海外調査部上席主任調査研究員 長島忠之

# 世界の主な「メガFTA」と経済規模



「メガFTA」のGDP・人口規模(2017年)

	名目GDP		人口		国・地域数	
	兆ドル	対世界構成比(%)	億人	対世界構成比(%)		
メガFTA別	環太平洋パートナーシップ(TPP11)	10.6	13.3	5.1	6.7	11
	TPP11 + 米国	30.0	37.6	8.3	11.0	12
	東アジア地域包括的経済連携(RCEP)	25.4	31.8	35.8	47.4	16
	日中韓自由貿易協定(日中韓)	18.4	23.1	15.6	20.7	3
	日EU経済連携協定(日EU)	22.2	27.8	6.4	8.5	29
	米・EU(TTIP)	36.7	46.0	8.4	11.1	29
	日本が参加するメガFTA TPP11+RCEP+日中韓+日EU	46.0	57.6	43.1	57.0	48
	日本が参加するメガFTA TPP12+RCEP+日中韓+日EU	65.4	81.9	46.3	61.4	49
	米国が参加するメガFTA TTIP	36.7	46.0	8.4	11.1	29
	米国が参加するメガFTA TTIP+TPP12	47.3	59.2	13.4	17.8	40
主要国・地域別	EUが参加するメガFTA 日EU+TTIP	41.6	52.1	9.6	12.8	30
	中国が参加するメガFTA RCEP+日中韓	25.4	31.8	35.8	47.4	16
	アジア太平洋自由貿易地域(FTAAP)	47.8	59.9	28.9	38.3	21
世界	79.9	100.0	75.5	100.0	217	

〔注〕名目GDP、人口ともに2017年の数値。

〔資料〕"World Economic Outlook", April 2018 (IMF), "World Development Indicators" 2017年7月26日更新 (World Bank) から作成

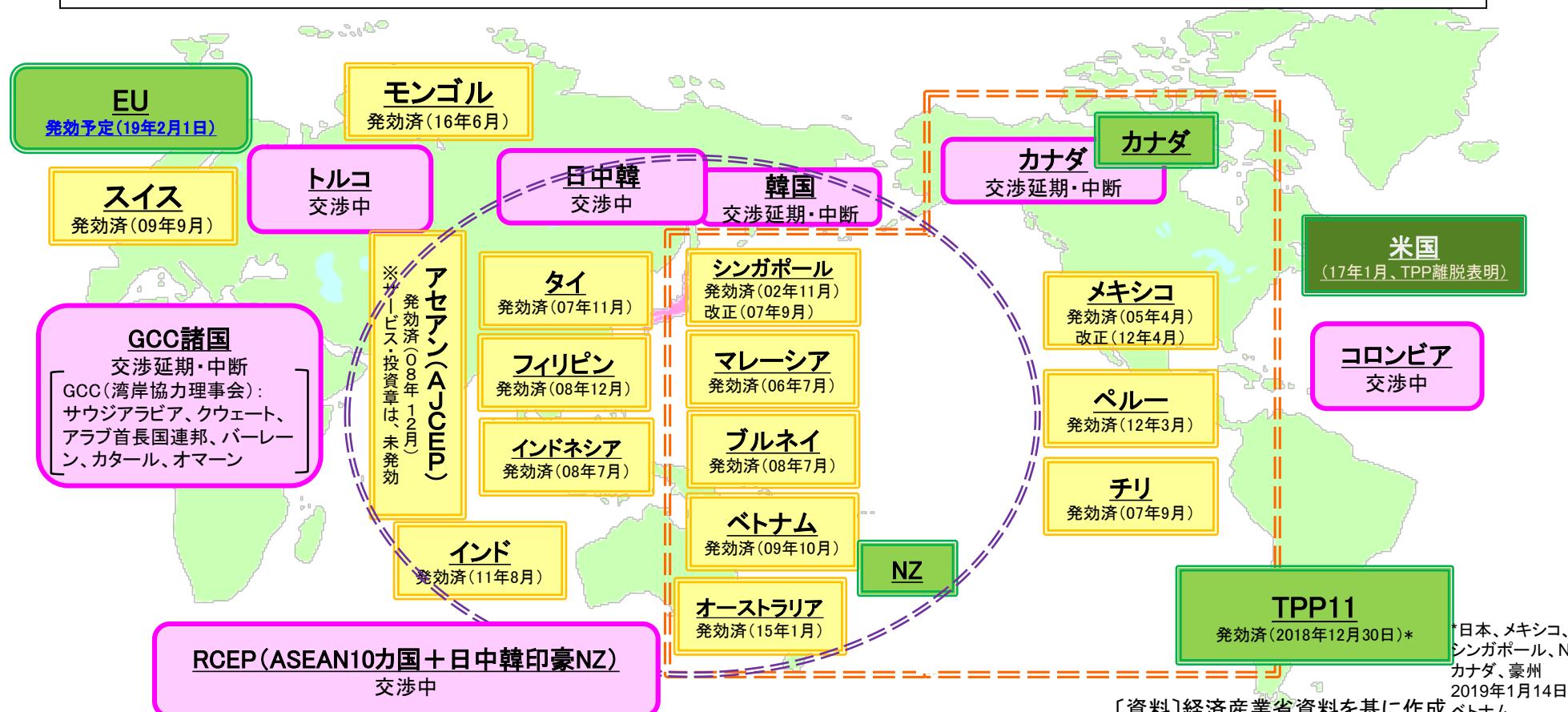
# 日本のFTA(EPA)取組状況

■ 発効済(14カ国1地域): シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、オーストラリア、モンゴル

■ 署名済(2地域): TPP、TPP11←カナダ、ニュージーランドとは初のFTA/EPA、EU

■ 交渉中(4カ国3地域): コロンビア、日中韓、RCEP、トルコ、GCC(延期・中断)、韓国(延期・中断)、カナダ(延期・中断)

(注) 日本のFTAは、「経済連携協定(EPA)」の呼称が用いられてきたが、「EPA」は貿易の自由化に加え、知的財産や競争等の幅広いルールも規定する協定を意味する(現在ではFTAもEPAもほぼ同義)。



# 上昇が見込まれる日本のFTAカバー率

- 2017年の日本の発効済FTAカバー率は23.3%と例年並みの水準となった。EU、TPP11で新規にFTAが発効するカナダ、ニュージーランドを加えると、同値は36.5%まで上昇する。さらに、現在交渉中のFTAが追加されると、日本のFTAカバー率は70.6%まで上昇する。

日本の貿易構造と発効済、署名済、交渉中のFTA

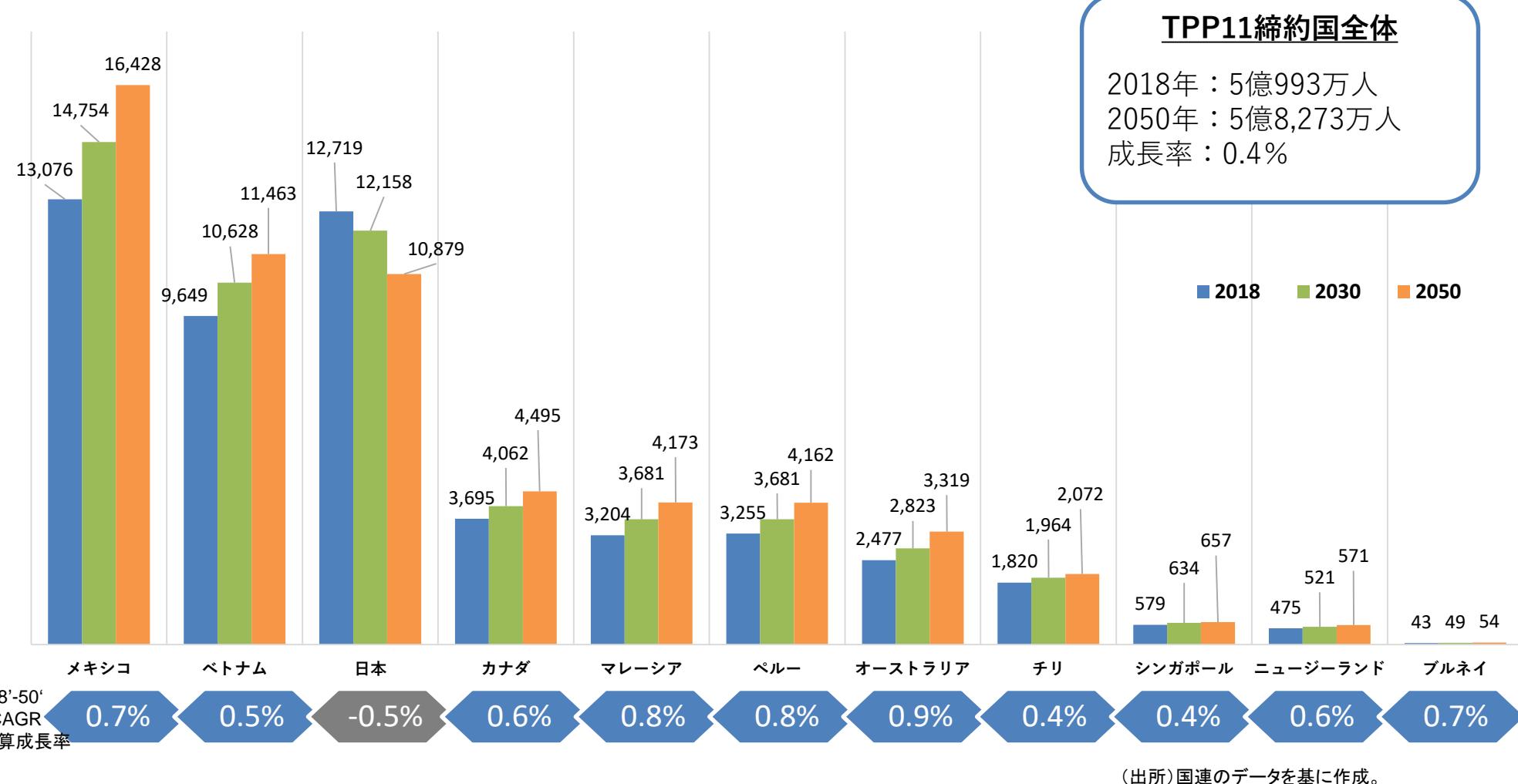
品別	世界 (100万ドル)	計	発効済				署名済			EU	発効済 + 署名済 新規	
			豪州	ASEAN	インド	メキシコ	計	TPP11	カナダ			
輸出	輸送機器	164,075	17.0	4.7	8.4	0.3	2.3	15.1	3.1	1.0	12.6	33.6
	一般機械	138,452	19.3	1.1	14.4	1.7	1.9	10.0	0.7	0.3	13.1	33.4
	電気機器	105,600	21.1	0.4	18.3	1.0	1.3	11.7	0.6	0.0	9.9	31.6
	化学品	89,361	18.8	1.0	13.9	2.1	0.7	9.1	0.4	0.1	10.2	29.5
	鉄鋼	37,802	37.3	0.6	28.5	3.3	4.5	15.4	0.6	0.1	2.9	40.9
	輸出総額	698,329	21.5	2.3	15.2	1.3	1.6	13.2	1.4	0.4	11.1	34.3
輸入	鉱物性燃料	141,112	31.2	18.2	11.4	0.9	0.6	26.7	1.1	0.0	0.2	32.5
	機械機器	220,209	19.4	0.1	16.3	0.3	1.2	9.7	0.5	0.0	14.5	34.4
	化学品	78,295	21.3	0.4	14.7	1.2	0.3	8.9	1.0	0.3	29.3	51.9
	食料品類	63,256	27.4	6.1	14.2	1.2	1.7	21.2	4.0	2.1	14.7	48.3
	繊維製品	35,067	25.4	0.1	23.8	1.2	0.1	12.4	0.1	0.0	5.3	30.9
	輸入総額	672,096	25.2	5.8	15.3	0.8	0.9	17.1	1.6	0.4	11.6	38.8
往復貿易		1,370,426	23.3	4.0	15.2	1.0	1.2	15.1	1.5	0.4	11.3	36.5

品別	交渉中計	交渉中			トルコ	GCC	合計	米国	合計 (米国含む)	
		RCEP	中国	韓国						
輸出	輸送機器	30.2	23.0	7.6	1.0	0.5	6.3	49.3	33.4	82.7
	一般機械	50.8	48.5	21.4	9.7	0.8	1.4	66.8	21.4	88.2
	電気機器	52.9	51.8	25.2	6.9	0.4	0.7	64.8	14.2	79.0
	化学品	57.8	56.2	25.8	13.2	0.3	1.1	70.0	12.5	82.5
	鉄鋼	70.1	66.3	19.1	14.7	0.5	2.8	78.6	8.0	86.6
	輸出総額	48.7	45.7	19.0	7.6	0.5	2.4	63.9	19.3	83.2
輸入	鉱物性燃料	80.1	33.4	0.7	2.2	0.0	46.4	82.1	4.3	86.4
	機械機器	60.1	60.0	38.7	4.5	0.1	0.0	77.7	13.6	91.3
	化学品	41.2	40.3	18.1	5.6	0.0	0.8	76.4	16.2	92.6
	食料品類	41.1	40.2	13.0	3.5	0.3	0.0	65.7	19.7	85.4
	繊維製品	88.1	87.6	61.2	1.3	0.4	0.0	93.8	1.2	95.0
	輸入総額	61.2	50.9	24.5	4.2	0.1	10.1	77.8	10.7	88.5
往復貿易		54.8	48.3	21.7	5.9	0.3	6.1	70.6	15.1	85.7

[資料]財務省貿易統計から作成

# TPP11締約国の人団見通し

各國の人口（2018、2030、2050年、単位：万人）



# TPP11の協定概要と発効プロセス

## ■ TPP閣僚声明(2017年11月11日)-骨子

- 2017年5月から数ヶ月にわたり、閣僚の指示に基づき、TPPの重要な利益を維持するバランスの取れた成果に到達するための作業がなされてきた。
- この結果として、TPPの条文を組み込み、一部条文を例外的に凍結することで合意に至った。
- 関係締約国が別段の決定を下さない限り、11カ国の間でTPPに関連して署名された全てのサイドレターが原則として維持される。

## ■ TPP11(「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP)」)の構成と発効プロセス

新協定TPP11では、TPP協定の各規定を原則として取り込む[第1条]一方で、TPP協定のうち附属書にリストアップされた22項目の適用の停止(凍結)を規定する[第2条]。TPP11は6カ国の国内手続き完了をもって発効する[第3条]が、TPP12の発効が見込まれる場合(または見込まれない場合)に、いずれかの締約国が要請があったときは、新協定の見直しを行う[第6条]。

### TPP11の構成

第1条 TPP協定の組み込み(incorporation)

第2条 特定の規定の適用の停止(凍結)

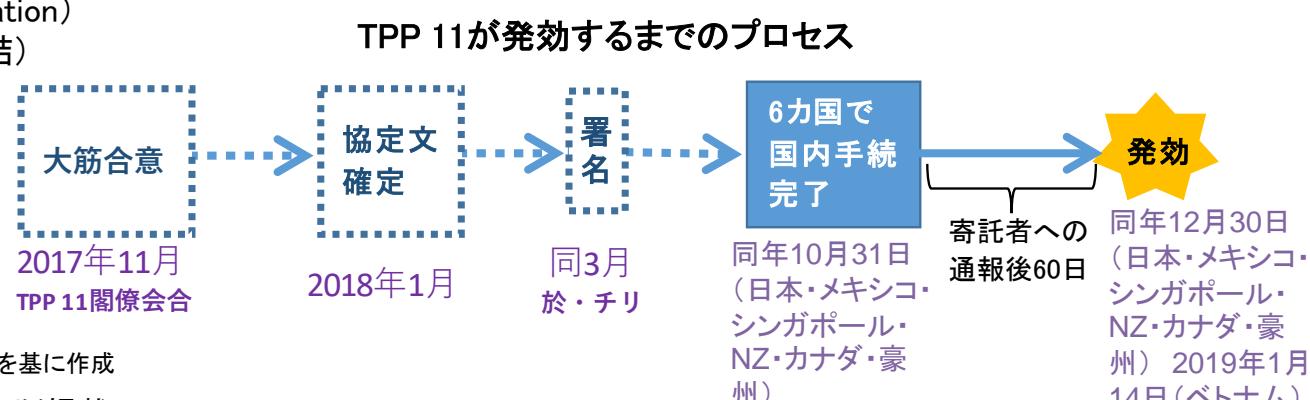
第3条 効力発生

第4条 脱退

第5条 加入

第6条 本協定の見直し(review)

第7条 正文(英・仏・西)



# TPP11締約国の動向について

- ・2018年11月15日現在、我が国を含む7か国が国内手続を完了し、協定の寄託国であるニュージーランドに対し通報を行っております。

2018年 6月28日 メキシコ

2018年 7月 6日 日本

2018年 7月19日 シンガポール

2018年10月25日 ニュージーランド

2018年10月26日 カナダ

2018年10月31日 オーストラリア

2018年11月15日 ベトナム

[出所]内閣官房TPP等政府対策本部ウェップサイト

## ■第1回TPP委員会開催(2019年1月19日)－11カ国閣僚声明要旨

- ・協定発効・第1回委員会開催を祝福、自由貿易推進等に向け、協定の円滑な実施とその拡大のための重要な出発点との認識を共有。
- ・11か国の結束維持の重要性を再確認、全ての署名国について協定が早期発効することへの期待を表明
- ・新たな国・地域の加入を通じ協定を拡大していくという強い決意の表明

[出所]内閣官房TPP等政府対策本部

# 「原締約国」と「新締約国」の関税撤廃・削減スケジュール

◆ 「原締約国」(original Party) ≪2018/12/30に発効≫ 日本、メキシコ、シンガポール、NZ、カナダ、豪州

関税撤廃・削減スケジュール⇒

- ✓ 日本を除く各国: 1年目(2018/12/30)、2年目(2019/1/1)、3年目(2020/1/1) ····
- ✓ 日本: 1年目(2018/12/30)、2年目(2019/4/1)、3年目(2020/4/1) ····

◆ 「新締約国」(new Party) : ≪その後に発効≫ ベトナム(2019/1/14に発効)、マレーシア、ブルネイ、ペルー、チリ

「新締約国」は、遅延しなかった場合  
に実施していた関税撤廃・削減を発  
効時に行う

「新締約国」が国内手続を  
完了

国内手続の完了を寄託者  
(NZ政府)に通報後60日  
※ベトナム: 2018/11/15

発効

「原締約国」は、①②の選択が可能。  
①「新締約国」の発効日を基準として関  
税撤廃・削減スケジュールを適用するか  
②「原締約国」の発効日を基準として適  
用するか

「原締約国」が①を選択する場合

「新締約国」も同様に、①、②の  
いずれを適用するか選択する  
ことができる。

【注】ベトナムの関税撤廃・削減スケジュールは、メキシコとベトナム  
はお互いに①(キャッチアップしない)を選択、残りの日本を含む5カ  
国とベトナムはお互いに②(キャッチアップする)を選択。

# TPP11の概要

## ■ TPPとは(TPP : Trans-Pacific Partnership)

環太平洋パートナーシップはアジア太平洋地域の12カ国が参加する広域経済連携協定の枠組み。2010年交渉開始、2016年2月署名。2017年1月に米国が離脱宣言したため、2017年11月、米国を除く11カ国で新協定に大筋合意、2018年3月署名。

## ■ TPP参加国(12カ国→11カ国)

シンガポール、ブルネイ、ニュージーランド、チリ、オーストラリア、ペルー、ベトナム、マレーシア、メキシコ、カナダ、日本、(米国)

## ■ 交渉の経緯

- |             |  |
|-------------|--|
| 2006年5月     | シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ間で環太平洋戦略的経済連携協定(P4)発効 |
| 2010年3月     | 8カ国でTPP交渉開始                                  |
| 2013年7月     | 日本が交渉参加(計12カ国)                               |
| 2015年10月    | TPP12カ国間で大筋合意(米国、アトランタ)                      |
| 2016年2月     | TPP12カ国間で署名(NZ、オーケランド)                       |
| 2017年1月     | 米トランプ大統領がTPP離脱の大統領覚書発出                       |
| 2017年5月     | 米国を除く11カ国でTPPの早期発効に向けた検討を行うことで合意             |
| 2017年11月    | TPP11閣僚会合(ベトナム、ダナン) 大筋合意                     |
| 2018年1月23日  | 高級事務レベル会合(東京)にて協定文確定                         |
| 2018年3月8日   | 署名(チリ、サンティアゴ)                                |
| 2018年12月30日 | 発効(日本・メキシコ・シンガポール・NZ・カナダ・豪州)*ベトナムは2019年1月14日 |

## ■ TPP協定章立て

- |      |                       |
|------|-----------------------|
| 第1章  | 冒頭の規定及び一般的定義          |
| 第2章  | 内国民待遇及び物品の市場アクセス      |
| 第3章  | 原産地規則及び原産地手続          |
| 第4章  | 繊維及び繊維製品              |
| 第5章  | 税関当局及び貿易円滑化 (1項目凍結)   |
| 第6章  | 貿易救済                  |
| 第7章  | 衛生植物検疫(SPS)措置         |
| 第8章  | 貿易の技術的障害(TBT)         |
| 第9章  | 投資 (1項目凍結)            |
| 第10章 | 国境を越えるサービスの貿易 (2項目凍結) |
| 第11章 | 金融サービス (1項目凍結)        |
| 第12章 | ビジネス関係者の一時的な入国        |
| 第13章 | 電気通信 (1項目凍結)          |
| 第14章 | 電子商取引                 |
| 第15章 | 政府調達 (2項目凍結)          |
| 第16章 | 競争政策                  |
| 第17章 | 国有企業及び指定独占企業 (1項目凍結)  |
| 第18章 | 知的財産権 (11項目凍結)        |
| 第19章 | 労働                    |
| 第20章 | 環境 (1項目凍結)            |
| 第21章 | 協力及び能力開発              |
| 第22章 | 競争力及びビジネスの円滑化         |
| 第23章 | 開発                    |
| 第24章 | 中小企業                  |
| 第25章 | 規制の整合性                |
| 第26章 | 透明性及び腐敗行為の防止 (1項目凍結)  |
| 第27章 | 運用及び制度に関する規定          |
| 第28章 | 紛争解決                  |
| 第29章 | 例外                    |
| 第30章 | 最終規定                  |

(注)緑字カッコ内は、TPP11協定(CPTPP)における凍結項目数

# 物品：関税（相手国の関税撤廃率）

## TPP参加国の関税撤廃率

	日本	カナダ	オーストラリア	ニュージーランド	シンガポール
品目数ベース	95%	99%	100%	100%	100%
貿易額ベース	95%	100%	100%	100%	100%

メキシコ	チリ	ペルー	マレーシア	ベトナム	ブルネイ
99%	100%	99%	100%	100%	100%
99%	100%	100%	100%	100%	100%

〔出所〕「TPPにおける関税交渉の結果」（内閣官房TPP政府対策本部、2015年10月）

〔参考〕日本の直近のEPAにおいての関税撤廃率：89%。

ニュージーランド、シンガポール、ブルネイについては、全ての品目について関税撤廃

## 農林水産物・食品も、重点品目全てで関税撤廃

- ✓ 牛肉：近年、輸出の伸びが大きい。即時～10年目撤廃。  
——例えば**カナダ**では26.5%の関税を6年目撤廃。
  - ✓ 花卉：新興市場として有望な**カナダ**で、即時撤廃。
  - ✓ 茶：近年、輸出好調。**ベトナム**で4年目撤廃。
  - ✓ 清酒：**カナダ**では即時撤廃。
  - ✓ 味噌・醤油：TPP11各国では日本食レストランが急増中。即時～6年目撤廃。
  - ✓ 水産物：輸出の伸長する**ベトナム**で、生鮮・冷凍魚を即時撤廃
- ……など

# 既存の経済連携協定(EPA)とTPP11(例:ベトナム)

協定名	署名	発効
日・ASEAN包括的経済連携協定 (EPA)	2008年4月1日	2008年12月1日
日・ベトナム経済連携協定 (EPA)	2008年12月25日	2009年10月1日
環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (TPP11)	2018年3月8日	2018年12月30日 (日本、メキシコ、シンガポール、NZ、カナダ、豪州) 2019年1月14日 (ベトナム)

# TPP11における主な品目の交渉結果

資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

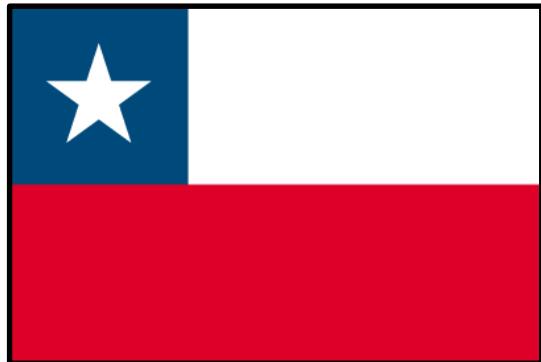
注) 2017年10月1日時点の税率 (EPA税率が高い場合はWTO共通税率を適用)

品目	国	市場アクセス		2016年輸出額 (100万円)		TPP11/ 世界
		WTO共通関税 [EPA税率] <small>注)</small>	交渉結果	世界	TPP11	
米	ベトナム	40% [15%]	即時撤廃	2,709	742	27%
	マレーシア	40%	11年目撤廃			
牛肉	カナダ	26.5%	6年目撤廃	13,552	1,545	11%
	メキシコ	枠外20~25% 枠内[6,000トン、12~22.5%]	10年目撤廃			
	ベトナム	8~30% [1.4または7.5%]	3年目撤廃			
りんご	ベトナム	10% [3.6%]	3年目撤廃	13,299	193	1%
なし	マレーシア	5% [無税]	即時撤廃	807	13	2%
	カナダ	無税または2.81セント/kg (ただし、10.5%を上限)	即時撤廃			
花卉	カナダ	0または6% (植木・盆栽・鉢もの) 無税~16% (切り花)	即時撤廃	8,750	1,518	17%
茶	ベトナム	40% [15%]	4年目撤廃	11,551	2,179	19%
※財務省所管物資 清酒※	カナダ	2.82~12.95セント/リットル	即時撤廃	15,581	1,938	12%
	ベトナム	55% [12%]	3年目撤廃			
	メキシコ	20% [無税]	即時撤廃			
焼酎※	カナダ	0.1228セント/リットル/アルコール度数1%	即時撤廃	1,466	199	14%
味噌	ベトナム	20% [45%]	5年目撤廃	3,061	569	19%
	マレーシア	5% [無税]	即時撤廃			
醤油	ベトナム	33% [8.2%]	6年目撤廃	6,608	997	15%
	マレーシア	10% [無税]	即時撤廃			
チョコレート	ベトナム	13~35% [7.5または13.1%]	5~7年目撤廃	9,195	1,090	12%
	マレーシア	10または15% [無税]	即時撤廃			
ぶり・さば・さんま	ベトナム	10~15% [5.5~30%]	即時撤廃	32,089	3,732	12%
さけ・ます	ベトナム	10~20% [5.5または11.3%]	即時撤廃	6,538	2,168	33%

# GVC(Global Value Chain)に対する二国間FTAの限界

事例:さけ

【チリ】

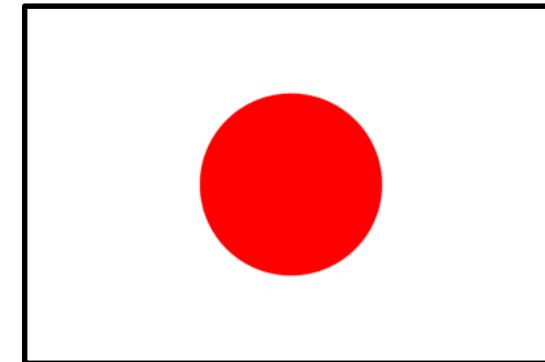


EPA(FTA)

EPA発効  
(2007年9月)

関税(3.5%)を10年間で撤廃

【日本】



《冷凍(030312)》

FTA発効  
(2014年2月)



関税(20%)を10年間で撤廃

【ベトナム】



EPA(FTA)

EPA発効  
(ASEAN:2008年12月、  
2国間2009年10月)

《調整品  
(160411)》

関税:9.6%  
(GSP7.2%)

EPA(FTA)税率は適用されず



EPA(FTA)原産地規則

ASEAN加盟国原産の材料に限る

TPP11

- ◆ ベトナム:冷凍さけ 関税(15%)を即時撤廃
- ◆ 日本:さけ調整品 関税(9.6%)を即時撤廃

# 農林水産省ウェブサイト

<http://www.maff.go.jp/j/kokusai/tpp/index.html>

# 内閣官房

## TPP等政府対策本部

<http://www.cas.go.jp/jp/tpp/index.html>

協定文

内閣官房

TPP等政府対策本部

TPPとは [TPPとは](#) [TPPの内訳](#) [TPPの効果](#) [政府の取組](#) 日米協議 説明会 Q&A [過去の掲載内容](#)

トップページ > 政策課題 > TPP等政府対策本部

環太平洋パートナーシップ（TPP）協定は、モノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業の規律、環境など、幅広い分野で21世紀型のルールを構築する経済連携協定です。



【注目情報】

- ・ 日米協議に関する情報はこちらをご覧ください ([日米協議](#))
- ・ TPPに関する基本情報はこちらをご覧ください ([TPPとは](#))
- ・ 総合的なTPP等関連政策大綱に関する資料についてはこちらをご覧ください ([政府の取組](#))
- ・ TPP協定の内容（概要等）に関する資料についてはこちらをご覧ください ([TPPの内容](#))
- ・ TPP協定（英文・訳文）に関する資料についてはこちらをご覧ください ([TPPの内容](#))
- ・ TPP協定の経済効率分析に関する資料についてはこちらをご覧ください ([TPPの効果](#))
- ・ TPPのメリット及びTPPに関するQ&Aについてはこちらをご覧ください ([TPPの効果](#)) ([Q&A](#))
- ・ 分野別ファクトシートに関する資料についてはこちらをご覧ください ([TPPの効果](#))
- ・ TPP等総合対策本部に関する資料についてはこちらをご覧ください ([政府の取組](#))

関連リンク

- ・ [内閣官房特集ページ](#)
- ・ [外務省のTPP問題ページ](#)
- ・ [財務省のTPP問題ページ](#)
- ・ [農林水産省のTPP問題ページ](#)
- ・ [環境省のTPP問題ページ](#)
- ・ [中小企業庁](#)  
・ [立派な水道の企画・応援サポートのTPP問題ページ](#)
- ・ [日本貿易振興機構（JETRO）](#)  
・ [JETROのTPP問題ページ](#)
- ・ [YouTube](#)  
・ [TPP政研対策本部公式アカウント](#)
- ・ [アベノミクス、成長戦略](#)
- ・ [経済財政政策会議](#)

## [Chapter 2. National Treatment and Market Access for Goods \[PDF,502KB\]](#)

This Chapter includes the following Annexes: (※本章のテキストには以下の附属書が含まれます。)

- Annex 2-A: National Treatment and Import and Export Restrictions
- Annex 2-B: Remanufactured Goods
- Annex 2-C: Export Duties, Taxes or Other Charges
- Annex 2-D: Tariff Commitments

Party-specific Annexes to the Chapter: (※締結国ごとの附属書は以下のとおりです。)

- [2-D: Australia General Notes to Tariff Schedule \[PDF,86KB\]](#)  
- [2-D: Australia Tariff Schedule \[PDF,3.3MB\]](#)  
- [2-D: Brunei General Notes to Tariff Schedule \[PDF,87KB\]](#)  
- [2-D: Brunei Tariff Schedule \[PDF,7.1MB\]](#)  
- [2-D: Canada General Notes to Tariff Schedule \[PDF,163KB\]](#)  
- [2-D: Canada Tariff Schedule \[PDF,4.8MB\]](#)  
- [2-D: Canada Appendix A Tariff Rate Quotas \[PDF,335KB\]](#)  
- [2-D: Canada Appendix D between Japan and Canada on Motor Vehicle Trade \[PDF,191KB\]](#)  
- [2-D: Chile General Notes to Tariff Schedule \[PDF,171KB\]](#)  
- [2-D: Chile Tariff Schedule \[PDF,4.8MB\]](#)  
- [2-D: Japan General Notes to Tariff Schedule \[PDF,261KB\]](#)  
- [2-D: Japan Tariff Schedule \[PDF,12MB\]](#)  
- [2-D: Japan Appendix A Tariff Rate Quotas \[PDF,733KB\]](#)  
- [2-D: Japan Appendix B-1 Agricultural Safeguard Measures \[PDF,103KB\]](#)  
- [2-D: Japan Appendix B-2 Forest Good Safeguard Measure \[PDF,44KB\]](#)  
- [2-D: Japan Appendix C Tariff Differentials \[PDF,284KB\]](#)  
- [2-D: Japan Appendix D-1 between Japan and the United States on Motor Veh Trade \[PDF,358KB\]](#)  
- [2-D: Japan Appendix D-2 between Japan and Canada on Motor Vehicle Trade \[PDF,191KB\]](#)  
- [2-D: Malaysia General Notes to Tariff Schedule \[PDF,159KB\]](#)  
- [2-D: Malaysia Tariff Schedule \[PDF,7.4MB\]](#)  
- [2-D: Malaysia Appendix A Tariff Rate Quotas \[PDF,263KB\]](#)  

- [2-D: Mexico General Notes to Tariff Schedule \[PDF,176KB\]](#)  

- [2-D: Mexico Tariff Schedule \[PDF,9.5MB\]](#)  

- [2-D: Mexico Appendix A-1 Tariff Rate Quotas of Mexico and Appendix A-2 Country-Specific Allocation for Sugar of Mexico \[PDF,87KB\]](#)  

- [2-D: Mexico Appendix C Tariff Differentials \[PDF,173KB\]](#)  

- [2-D: New Zealand General Notes to Tariff Schedule \[PDF,160KB\]](#)  

- [2-D: New Zealand Tariff Schedule \[PDF,4.7MB\]](#)  

- [2-D: Peru General Notes to Tariff Schedule \[PDF,158KB\]](#)  

- [2-D: Peru Tariff Schedule \[PDF,6MB\]](#)  

- [2-D: Singapore General Notes to Tariff Schedule \[PDF,147KB\]](#)  

- [2-D: Singapore Tariff Schedule \[PDF,3.4MB\]](#)  

- [2-D: United States General Notes to Tariff Schedule \[PDF,56KB\]](#)  

- [2-D: United States Tariff Schedule \[PDF,19MB\]](#)  

- [2-D: United States Appendix A Tariff Rate Quotas \[PDF,285KB\]](#)  

- [2-D: United States Appendix B Agricultural Safeguard Measures \[PDF,78KB\]](#)  

- [2-D: United States Appendix C Tariff Differentials \[PDF,349KB\]](#)  

- [2-D: United States Appendix D between Japan and the United States on Motor Vehicle Trade \[PDF,357KB\]](#)  

- [2-D: United States Appendix E United States-Viet Nam Earned Import Allowance Programme \[PDF,295KB\]](#)  

- [2-D: Viet Nam General Notes to Tariff Schedule \[PDF,197KB\]](#)  

- [2-D: Viet Nam Tariff Schedule \[PDF,12MB\]](#)  

- [2-D: Viet Nam Appendix A Tariff Rate Quotas \[PDF,64KB\]](#)  

# 【譲許表の例: 日本】

関税分類番号(2015年4月1日現在、その後の変更は対照表で対応)

2010年1月1日現在のMFN税率  
(実行最恵国税率)

関税引下げ・撤廃区分

(譲許カテゴリー)

国別に異なる譲許力  
カテゴリーを適用する  
場合はこの欄に記載

年毎の適用税率

(\*)この表の規定の適用上、「年」とは、一年目については、この協定が日本国について効力を生ずる日からその後の最初の三月三十日までをいい、その後の各年については、当該各年の四月一日に開始する十二箇月の期間をいう。

→日本以外の国は1月1日が基準

関税品目	品名	基準税率	実施区分	備考	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目	16年目	17年目	18年目	19年目	20年目	21年目以降
第1部 動物（生きているものに限る。）及び動物性生産品																									
第1類 動物（生きているものに限る。）																									
01.01	馬、ろ馬、ら馬及びヒニー（生きているものに限る。）																								
	馬																								
0101.21	純粹種の繁殖用のもの																								
010121.100	1 サラブレッド種、サラブレッド系種、アラブ種、 アンゴロアラブ種又はアラブ系種の馬（以下この項 において「軽種馬」という。）以外のものである旨 が政令で定めるところにより証明されたもの	無税	EIF		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税										
	2 その他のもの																								
010121.210	(1) 軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するも のであり、かつ、妊娠していないものである旨が 政令で定めるところにより証明されたものに限 る。）	無税	EIF		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税										
010121.290	(2) その他のもの	1頭につき 3,400,000 円	EIF		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税										
0101.29	その他のもの																								
010129.100	1 軽種馬以外のものである旨が政令で定めるところ により証明されたもの	無税	EIF		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税										
	2 その他のもの																								
010129.210	(1) 軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するも のであり、かつ、妊娠していないものである旨が 政令で定めるところにより証明されたものに限 る。）	無税	EIF		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税										

# 【譲許表の例：ベトナム】

TARIFF SCHEDULE OF VIET NAM (HS 2012)

Tariff line	Description	Base rate	Staging Category	Remarks	Year 1	Year 2	Year 3	Year 4	Year 5	Year 6	Year 7	Year 8	Year 9	Year 10	Year 11	Year 12	Year 13	Year 14	Year 15	Year 16	Year 17	Year 18	Year 19	Year 20	Year 21 and subsequent years (*)
0901.22.10	--- Unground	30%	B4		22.5%	15%	7.5%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
0901.22.20	--- Ground	30%	B4		22.5%	15%	7.5%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
0901.90	- Other:																								
0901.90.10	-- Coffee husks and skins	30%	B4		22.5%	15%	7.5%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
0901.90.20	-- Coffee substitutes containing coffee	30%	B4		22.5%	15%	7.5%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
09.02	Tea, whether or not flavoured.																								
0902.10	- Green tea (not fermented) in immediate packings of a content not exceeding 3 kg:																								
0902.10.10	-- Leaves	40%	B4		30%	20%	10%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
0902.10.90	-- Other	40%	B4		30%	20%	10%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
0902.20	- Other green tea (not fermented):																								
0902.20.10	-- Leaves	40%	B4		30%	20%	10%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
0902.20.90	-- Other	40%	B4		30%	20%	10%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
0902.30	- Black tea (fermented) and partly fermented tea, in immediate packings of a content not exceeding 3 kg:																								
0902.30.10	-- Leaves	40%	B4		30%	20%	10%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
0902.30.90	-- Other	40%	B4		30%	20%	10%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
0902.40	- Other black tea (fermented) and other partly fermented tea:																								
0902.40.10	-- Leaves	40%	B4		30%	20%	10%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
0902.40.90	-- Other	40%	B4		30%	20%	10%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
0903.00.00	Mate.	30%	B4		22.5%	15%	7.5%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	

# 原産地規則(rules of origin)とは

- ◆ 他FTA同様、①完全生産品、②原産材料からのみ生産される产品または③非原産材料を使用し附属書の品目別規則(PSR:Product-Specific Rules of Origin)を満たす产品を、原産品として認定。
- ◆ 原産地規則は1つの締約国のみで満たす必要はなく、複数の締約国における生産で満たせばよい。

## 完全生産品

### 《類型》

- 農水産品、鉱業品の一次産品：一次産品の収穫、収集、採掘等を「生産」として捉える。
- くず、廃棄物やそれらから回収された物品：くずや廃棄物の発生・回収等を「生産」として捉える。
- 上記完全生産品のみから生産された物品：完全生産品またはその派生物から生産される产品も完全生産品であるという概念

### 《完全生産品の例》

- 収穫等された植物
- 生きている動物であって、生まれ、かつ飼育されたもの
- 生きている動物から得られる产品
- 締約国内で狩猟、漁労等により得られる動物
- 養殖によって得られる水産物
- 抽出・採掘された鉱物性生産品
- 締約国の船舶により領海外の海で採捕された水産物
- 締約国の工船上で前項に規定される产品から生産される产品
- 締約国外の海底又はその下から得られる产品（国際法に基づく）
- 製造や加工作業等において生じたくず
- 原材料の回収のみに適するくず
- これら上記のものから得られ、生産されたもの

## 原産材料からのみ生産される产品

- 生産に使用された材料が原産材料であるもの。
- 非締約国の材料（非原産材料）が含まれていても、当該材料が原産地基準を満たしていればよい。

## 品目別規則(PSR)を満たす产品

- 使用された非原産材料に加工等を加え、定められた変更をもたらしたことにより、原産品となった产品。
- 品目別規則(PSR)は関税番号毎に要件を定めている。
- その要件は以下の3基準に分類される。
  - ①関税分類変更基準
  - ②付加価値基準
  - ③加工工程基準

## 品目別原産地規則事例：魚の調整品

◆ 第3類(生鮮・冷蔵・冷凍した魚・フィレ等)の域外品の活用：○(可能) △(一部可能) ×(不可能)

HSコード	品目名	TPP11	日EU・EPA
16.04	魚(調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。)、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物		
	魚(全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。)		
1604.11	さけ	○	
1604.12	にしん	○	
1604.13	いわし	△	
1604.14	まぐろ、はがつお(サルダ属のもの)及びかつお	×	
1604.15	さば	○	
1604.16	かたくちいわし	△	
1604.17	うなぎ	○	
1604.18	ふかひれ	1604.19を適用	×
1604.19	その他のもの	△	
1604.20	その他の調製をし又は保存に適する処理をした魚	△(すり身は○)	
1604.31	キャビア	○	
1604.32	キャビア代用物	○	

# 品目別原産地規則事例：魚の調整品

TPP11

日EU・EPA

		一六〇四・一六・〇五	生産において使用される第二類、第三類、第一六類及び第一〇・〇六項の全ての材料が締約国において完全に得られるものである」と。
		一六〇四・一一・一六〇四・一一	第一六〇四・一一号から第一六〇四・一二号までの各号の商品への他の類の材料からの変更
		一六〇四・一三	第一六〇四・一三号の产品（サルディイネルラ・プラキソマ、サルディイネルラ・フィンブリアタ、サルディイネルラ・ロンギゼプス（マラバールいわし）、サルディイネルラ・メラスマ（おぐろいわし）、サルディイネルラ・サマレンシス若しくはレムル（かたほしいわし）又はサルディイネルラ・ギボサ）への他の類の材料からの変更 第一六〇四・一三号の产品（その他の产品）への他の類の材料からの変更（第三類の材料からの変更を除く。）
		一六〇四・一四	第一六〇四・一四号の商品への他の類の材料からの変更（第三類の材料からの変更を除く。）
		一六〇四・一五	第一六〇四・一五号の商品への他の類の材料からの変更
		一六〇四・一六	第一六〇四・一六号の产品（エングラシコリナ・ブンクテイフェル（タイワンアイノコイワシ）、エンクラシコリナ・ヘテロロバ（ミズスル）、ストレフォルス・コンメルソニイ（ヤエヤマアイノコイワシ）又はストレフォルス・アンドラエンシス）への他の類の材料からの変更
		一六〇四・一七	第一六〇四・一七号の产品への他の類の材料からの変更（第三類の材料からの変更を除く。）
		一六〇四・一九	第一六〇四・一九号の产品（メルルシウス・アングスティマヌス又はメルルシウス・プロドゥクトウス（しろがねだら））への他の類の材料からの変更（第三類の材料からの変更を除く。） 第一六〇四・一九号の产品（その他の产品）への他の類の材料からの変更
		一六〇四・二〇	第一六〇四・二〇号の产品（かたくわいわし（エンクラシコリナ・ブンクテイフェル（タイワンアイノコイワシ）、エンクラシコリナ・ヘテロロバ（ミズスル）、ストレフォルス・コンメルソニイ（ヤエヤマアイノコイワシ）及びストレフォルス・アンドラエンシスを除く。））への他の類の材料からの変更（第三類の材料からの変更を除く。） 第一六〇四・二〇号の产品（トウニニ族）への他の類の材料からの変更（第三類の材料からの変更を除く。） 第一六〇四・二〇号の产品（メルルシウス・アングスティマヌス又はメルルシウス・プロドゥクトウス（しろがねだら））への他の類の材料からの変更（第三類の材料からの変更を除く。） 第一六〇四・二〇号の产品（サルディナ・ビルカルドウス（ビルチャード（ヨーロッパ））

### 【TPP11の品目別原産地規則のポイント】

- ◆ (第三類の材料からの変更を除く。)の注意書きが含まれているかがポイント
- ◆ 含まれている場合：調整品の主材料である「魚」は原産品でなければならない。
- ◆ 含まれていない場合：調整品の主材料である「魚」は原産品でなくてもよい。

（六〇四・三）～（六〇四・三）

第一六〇四・三一号から第一六〇四・三二号までの各号の商品への他の類の材料からの変更

（六〇四・二）～（六〇四・二）  
第一六〇四・二〇号の产品（サルディニエルラ・プラキソマ、サルディニエルラ・フィンブリアタ、サルディニエルラ・ロンギゼプス（マラバールいわし）、サルディニエルラ・メラヌラ（おぐろいわし）又はサルディニエルラ・スマレンシス若しくはレムル（かたぼしいわし）及びサルディニエルラ・ギボサを除く。）への他の類の材料からの変更（第三類の材料からの変更を除く。）  
第一六〇四・二〇号の产品（サルディニエルラ・プラキソマ、サルディニエルラ・フィンブリアタ、サルディニエルラ・ロンギゼプス（マラバールいわし）、サルディニエルラ・メラヌラ（おぐろいわし）又はサルディニエルラ・ギボサ）への他の類の材料からの変更又は  
域内原産割合が四十八～セント以上（控除方式を用いる場合）であること（第一六〇四・二〇号の产品（サルディニエルラ・ギボサ）への開税分類の変更を必要としない）。  
第一六〇四・二〇号の产品（サルディニエルラ・プラキソマ、サルディニエルラ・フィンブリアタ、サルディニエルラ・ロンギゼプス（マラバールいわし）、サルディニエルラ・メラヌラ（おぐろいわし）、サルディニエルラ・スマレンシス若しくはレムル（かたぼしいわし）又はサルディニエルラ・ギボサ）への開税分類の変更を必要としない。  
第一六〇四・二〇号の产品（ナリ身及びその調製品）への他の類の材料からの変更是  
域内原産割合が四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第一六〇四・二〇号の产品（ナリ身及びその調製品）への開税分類の変更を必要としない）。  
第一六〇四・二〇号の产品（その他の商品）への他の類の材料からの変更

# 原産地の証明

## ■ 第三者証明制度

生産者・輸出者が第三者機関(政府または指定機関)に対して、輸出品が原産地認定基準を満たしていることを証明する情報を提供した上で、第三者機関が当該製品の原産性を判定し、原産地証明書を発給する制度。

\*日本・ASEAN、ASEAN・中国、ASEAN・インド、日本・オーストラリア(※)、など

## ■ 認定輸出者自己証明制度

政府によって認定された輸出者に対し、自己申告制度を適用する制度。認定輸出者以外は、第三者機関による判定が必要。

\*日本・メキシコ、日本・スイス、日本・ペルーなど

## ■ 自己申告制度

生産者、輸出者または輸入者が、自ら原産性を証明する制度。

\*NAFTA、日本・オーストラリア(※)、**TPP11**、日本・EU、など

※ 日豪EPAにおいては、第三者証明、自己証明両制度併用

# 日本のFTA/EPAにおける原産地証明制度

EPA/FTA	発効時期	第三者証明制度	認定輸出者 自己証明制度	自己証明制度 (自己申告制度)
日シンガポール	2002年11月	○	-	-
日メキシコ	2005年 4月	○	○	-
日マレーシア	2006年 7月	○	-	-
日チリ	2007年 9月	○	-	-
日タイ	2007年11月	○	-	-
日インドネシア	2008年 7月	○	-	-
日ブルネイ	2008年 7月	○	-	-
日ASEAN	2008年12月	○	-	-
日フィリピン	2008年12月	○	-	-
日スイス	2009年 9月	○	○	-
日ベトナム	2009年10月	○	-	-
日インド	2011年 8月	○	-	-
日ペルー	2012年 3月	○	○	-
日オーストラリア	2015年 1月	○	-	○
日モンゴル	2016年 6月	○	-	-
TPP	署名済(2016年2月) <sup>(注)</sup>	-	-	○
CPTPP(TPP11)	2018年12月30日 <sup>(注)</sup>	-	-	○
日EU	2019年2月1日	-	-	○

(注)TPPは米国の離脱後、「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP、通称TPP11)」として署名、2018年12月30日に発効するのは、日本、メキシコ、シンガポール、NZ、カナダ、豪州の6カ国。2018年1月14日にベトナムが発効。

(出所)政府資料をもとにジェトロ作成

## 【参考】第三者証明制度

日本商工会議所 EPAに基づく特定原産地証明書発給事業

<https://www.jcci.or.jp/international/certificates-of-origin/>

The screenshot shows the JCCI website's homepage for the Specific Origin Certificate Issuance Service. At the top, there is a navigation bar with links for "サイトマップ", "お問い合わせ", "文字サイズ", "Google翻訳", and a search bar. Below the header, there is a large graphic of a world map with various modes of transport (airplane, truck, ship) and two business people shaking hands, symbolizing global trade support.

A central callout box on the map area contains the text: "特定原産地証明書で輸出ビジネスをサポートします。"

Below the map, there are four main sections with icons:

- 初心者向けコンテンツ (Beginner's Guide Content) with an icon of a globe.
- EPAとは? (What is EPA?) with an icon of a question mark.
- 特定原産地証明書とは? (What is a Specific Origin Certificate?) with an icon of a clipboard.
- 取得までの流れ (Flowchart of the Application Process) with an icon of a document.

Further down the page, there are two sections for "新着情報" (New Information) and "セミナー情報" (Seminar Information), each listing several recent entries with dates and titles.

At the bottom, a green horizontal bar displays a step-by-step process for obtaining a certificate:

- ステップ1 輸出商品のHSコードを確認する (Step 1: Verify the HS code of the export product)
- ステップ2 EPA税率の有無や税率を確認する (Step 2: Verify the presence or rate of the EPA tariff)
- ステップ3 各EPAに定められた輸出產品に係る規則等を確認する (Step 3: Verify rules applicable to export products under each EPA)
- ステップ4 輸出產品に係る原産性を確認する (Step 4: Verify the origin of the export product)
- ステップ5 「企業登録」をする (Step 5: Register the company)
- ステップ6 「原産品判定依頼」を行う (Step 6: Request a determination of the origin of the product)
- ステップ7 「特定原産地証明書の発給申請」を行う (Step 7: Apply for the issuance of a specific origin certificate)

第三者証明制度（日本商工会議所）		自己申告制度（自己証明制度）
ステップ1	輸出產品のHSコードを確認する	輸出產品のHSコードを確認する
ステップ2	EPA税率の有無や税率を確認する	EPA税率の有無や税率を確認する
ステップ3	各EPAに定められた輸出產品に係る規則等を確認する	各EPAに定められた輸出產品に係る規則等を確認する
ステップ4	輸出產品に係る原産地性を確認する	輸出產品に係る原産地性を確認する
ステップ5	「企業登録」をする	
ステップ6	「原產品判定依頼」を行う	原产地證明書（原产地に関する申告文）を作成する
ステップ7	「特定原产地證明書の発給申請」を行う	

- TPP11と日EU・EPAでは.....
  - ✓ 事業者が自ら原産地証明書を作成できる「自己申告制度」を採用。
  - ✓ 原産地証明書の作成やその後の手続に関連するコストとリードタイムを低減する効果が期待される。

# 原産性の確認手続(検認)

- ◆ 輸入された產品の原産性に疑義がある場合、輸入国の税関は、產品についての情報を求めることができる
  - ①輸入者に対する書面による確認(書面確認: 產品について、質問票等により情報を求めること)
  - ②輸出者・生産者に対する書面確認
  - ③輸出者・生産者に対する訪問による確認(訪問確認: 事務所や工場等を訪問し、產品の原産性を確認すること)
 

※ 輸入者、輸出者、または生産者が十分な情報を提供しない場合等は特惠関税の適用を否認。
- ◆ 確認に備え、原産地証明書を作成した輸出者、生産者、輸入者は、特惠関税を適用した輸入に関する文書及び原產品であることを示すために必要な全ての記録を原産地証明書の作成から5年間保存する義務を負う。

